

南風原町立翔南小学校 学校いじめ防止基本方針（行動計画）

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向

社会問題であるいじめに対し本校が主体的に対峙し、いじめを許さないという毅然とした思いとその姿勢を、いじめ基本方針の基本的な方向として示す。

1 基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

上記の考えのもと、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない。」との基本認識に立ち、全校児童が「いじめは絶対にゆるされない」「いじめは卑怯な行為である」との自覚を高め、いじめのない明るく楽しい学校生活を実現することができるよう「いじめ防止基本方針」を策定する。

II いじめ防止 早期発見 対処に関する学校の姿勢

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処

III いじめ防止のための対策の内容

1 いじめを未然防止するための手立て

- (1) いじめについての共通理解
- (2) いじめに向かわない態度・能力の育成
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導
- (4) 自己有用感や自己肯定感の育成
- (5) いじめに対する児童の主体的な学習や活動の展開

2 いじめの早期発見に向けての手立て

- (1) 「心のアンケート」を毎月実施し、いじめの早期発見に努める。
- (2) 児童や保護者、教職員が抵抗なくいじめの相談ができる環境を検討・整備し周知を図る。
- (3) 教職員は、休み時間や放課後における児童の様子、日記やノート点検などにおいて目を配り、児童の交友関係や悩みを把握し、個別指導や学級指導に生かしていく。

(4) 諸会議及び本校アンケート調査等の実施計画

会議等	未然防止の取組	早期発見の取組
○児童支援委員会（毎月） ・生徒指導上の諸問題の対策 ○校内研修（毎学期） ・いじめに関する学習会 ○いじめ対策委員会 （児童支援委員会） ※いじめ発生時 （いじめ対策会議を随時開催）	○挨拶運動（毎日） ○人権の日（毎月） ○人権の日の設定（毎月） ○平和月間（6月） ○教育相談週間（6・10月） ○人権教室（学年統一月） ○人権週間（12月）	○心（いじめ）のアンケート（毎月） ○Q-U（6月） ○学校評価アンケート（1月） ○相談BOXの設置

3 いじめの早期解決についての手立て

- (1) いじめの発見や通報時の対応
- (2) いじめを受けた児童や保護者への支援
- (3) いじめた児童への指導や保護者への助言
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- (5) ネット上のいじめへの対応

IV いじめ問題に対応する校内組織

いじめ防止に関する処置を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を設置し、月一回及び必要に応じて委員会を開催する。

1 いじめ対策委員会（児童支援委員会）

(1) 基本構成委員等

	基本構成員	備考
①	校長	委員長
②	教頭	副委員長
③	教務主任	
④	生徒指導主任	いじめ防止担当者
⑤	教育相談担当	
⑥	各学年主任	7名
⑦	養護教諭	
⑧	スクールカウンセラー	必要に応じて参加
⑨	教育相談員	
⑩	対象児童担当教諭	

○本委員会を児童支援委員会内に置き、基本方針に示した活動について総括する。

○いじめ対策委員会は定期的で開催するが、児童からいじめの訴えがあったときやいじめの恐れがあるとの情報がある場合は、臨時に開催するものとする。

○学校長の判断によって、上記以外に南風原町教育委員会指導主事、PTA会長及び学校評議員を出席に要請することができる

(2) いじめ対策委員会の役割

○本基本方針に基づく教育活動や対応について学期ごとに点検し、活動のPDCAサイクルでの検証を行う。

○いじめの事実確認の実施とその判断を行い、いじめと判断した場合は、基本方針に基づく対応を組織的に推進する。

○情報の記録・管理責任者は教頭が努める。集まった情報は、個別に記録・保管を行う。

2 重大事態への組織対応

重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、速やかに南風原町教育委員会に報告し、連携を図りながら対応にあたる。

(1) 「重大事態」の定義

○いじめにより、当該児童の「生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある」と認められるとき

○いじめにより、当該児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 対応組織の構成員

○常設の「いじめ対策委員会」の構成員に専門的知識及び経験を有する者（医師、弁護士等）を加えるなど、その構成については教育委員会の判断を仰ぎ、公平性、中立性を確保するよう十分考慮する。

(3) 役割の内容

■ 調査

○重大事態に至った事実について初動段階から可能な限り網羅的に調査し、整理・記録する。

○調査においては、いじめられた児童、いじめた児童はもとより、いじめの様子を見ていた児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を重視する。

○調査内容は南風原町教育委員会に積極的に提供するとともに、学校が主体的に再発防止に向けた対策が講じられるよう協議する。

■ 対応

○調査内容をもとに、いじめた児童に対する指導内容について、専門的な知見も踏まえ協議し、指導計画を策定するとともに学校が計画にもとづく指導を行っているか、定期的な点検を行う。

○いじめられた児童への支援として保護者の希望も踏まえ、南風原町教育委員会との協議の上、停止措置の活用、校区外就学などの弾力的な対応を行う。

○児童や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すために、予断のない一貫した情報発信とともにプライバシーへの配慮に留意する。

3 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

4 保護者・地域との連携

(1) 保護者に対しては、日頃から児童の良い点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくように依頼する。

(2) 地域に対しては、「民生委員・児童委員との連絡会や青少年問題協議会」等の場を活用し、気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るように依頼する。

(3) いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報やチラシ等を配布し周知する。

5 検証と評価

いじめ防止のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。